

## 複数原告による取消訴訟の訴えの提起の手数料についての検討課題

### これまでの議論及びさらに検討すべき課題

訴えの提起の手数料の額の算出の基礎となる「訴訟の目的の価額」は、「訴えで主張する利益」によって算定し、一の訴えで数個の請求をする場合には、民事訴訟法第9条第1項は、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とすることを原則としつつ、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、例外として合算しないこととしている（民事訴訟費用等に関する法律第4条第1項、民事訴訟法第8条第1項、第9条第1項）。

複数の原告が、森林法第10条の2に基づく林地開発行為の許可処分の取消しを求め、開発行為により、許可区域周辺の水質の悪化、水量の変化、大気汚染、その他の環境悪化を生じ、許可区域周辺に居住する原告らの水利権、人格権、不動産所有権等が害されるおそれがあるところ、本件処分には、同条第2項所定の不許可事由があるのにされたという実体上の違法に加え、原告らの同意を得ないでされたという手続上の違法があると主張した場合に、判例は、「本件訴訟において原告らが訴えで主張する利益は、本件処分の取消しによって回復される各原告の有する利益、具体的には水利権、人格権、不動産所有権等の一部を成す利益であり、その価額を具体的に算定することは極めて困難というべきであるから、各原告が訴えで主張する利益によって算定される訴訟の目的の価額は95万円とみなされる（民事訴訟費用等に関する法律第4条第2項）。そして、これらの利益は、その性質に照らし、各原告がそれぞれ有するものであって、全員に共通であるとはいえないから、結局、本件訴訟の目的の価額は、各原告の主張する利益によって算定される額を合算すべきものである」とする（最高裁判所平成12年10月13日第二小法廷判決・判例時報1731号3頁）。

取消訴訟の訴訟の目的は、処分の違法性の判断であるから、複数の原告が訴えを提起した場合でも訴訟の目的は同一であり、その訴えで主張する利益は各請求について共通する、と考えるべきである、との意見があった。

## 検討が必要と思われる問題点

訴えの提起の手数料の額の算出の基礎となる「訴えで主張する利益」について、取消訴訟に限り、複数の原告が訴えで主張する利益が各請求について共通するものとみなす規定を置いた場合、取消訴訟の訴訟の目的が処分の違法性の判断であること、取消訴訟が形成訴訟とされ、判決は第三者に対しても効力を有するとされていること（行政事件訴訟法第32条第1項）など取消訴訟の特殊性が根拠となるかどうか。他の訴訟の「訴えで主張する利益」の考え方と整合性を有するかどうか。

（参照条文）

行政事件訴訟法第7条

（この法律に定めがない事項）

第七条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

民事訴訟費用等に関する法律第4条第1項

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

民事訴訟法第8条第1項、第9条

（訴訟の目的の価額の算定）

第八条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

（併合請求の場合の価額の算定）

第九条 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。

2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。